

令和6年度 第5回 滋賀地方最低賃金審議会資料目次

令和 6年10月31日

資料	1	特定(産業別)最低賃金専門部会報告書(写) P 1
資料	2	滋賀県最低賃金・特定(産業別)最低賃金改正状況 (令和2年度～令和6年度) P 3

写

令和6年10月24日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金専門部会
部会長 木 下 康 代

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デ
バイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に
ついて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
木下 康代	大江 彰宏	小西 哲也
石井 利江子	齋藤 慎司	田中 秀康
宗野 隆俊	平塚 雄二	西田 保夫

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。）
- (2) 光学機械器具・レンズ製造業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (4) 電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 情報通信機械器具製造業
- (6) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による刻印、包装又は選別の業務
 - ハ 部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,050円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日

滋賀県最低賃金・特定（産業別）最低賃金改定状況（令和2年度～令和6年度）

年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	発効日	地賃 産別	R2.10.1 R2.12.31 引上率 (%)	発効日	地賃 産別	R3.10.1 R3.12.30 引上率 (%)	発効日	地賃 産別	R4.10.6 R4.12.31 引上率 (%)	発効日	地賃 産別	R5.10.1 R5.12.31 引上率 (%)	発効日	地賃 産別	R6.10.1 引上率 (%)
最低賃金件名	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
滋賀県最低賃金	868	2	0.23	896	28	3.23	927	31	3.46	967	40	4.31	1,017	50	5.17
新繊維工業	平成29年10月5日から 滋賀県最低賃金適用														
窯業・土石製品製造業	924	2	0.22	942	18	1.95	967	25	2.65	1,000	33	3.41	1,046	46	4.60
一般機械器具製造業	933	3	0.32	953	20	2.14	978	25	2.62	1,013	35	3.58	1,060	47	4.64
精密機械器具・電気機械器具製造業	917	3	0.33	939	22	2.40	965	26	2.77	1,003	38	3.94	1,050	47	4.69
自動車・同附属品製造業	936	2	0.21	957	21	2.24	981	24	2.51	1,016	35	3.57	1,062	46	4.53
各種商品小売業	令和元年10月3日から 滋賀県最低賃金適用														

令和6年度の特定（産業別）最低賃金額は、専門部会報告の金額